

2014年 9月 1日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟	谷茂岡 正子
主婦連合会	河村 真紀子
東京都地域消費者団体連絡会	内藤 裕子
新日本婦人の会東京都本部	由比ヶ浜直子
東京都生活協同組合連合会	竹内 誠
大田区消費者団体連絡協議会	遠島 久美子
多摩のくらしを考えるコンシューマーズネットワーク	五十嵐ちづ子
事務局長	矢野 洋子

## 2015年度東京都予算に関する要望

日頃より消費者団体の活動にご理解とご協力を頂き、お礼申し上げます。

東京都におかれましては、都民の消費生活の安定と向上のために、消費者行政を始めとして、さまざまな分野での施策を積極的に展開・推進され、ご尽力されていますことに敬意を表します。

さて、2015年度東京都予算につきまして、安全・安心な消費生活を推進する施策が充実・強化されますよう下記の通り要望いたします。要望が実現できる予算の確保をよろしくお願いいたします。

### 一. 消費者行政の充実・強化について

#### 1. 悪質な事業者への対応を強化してください。

##### (1) 悪質事業者への取締りや指導を、条例改正による権限強化や関係機関・近県自治体との継続的連携等を通して、強化してください。

東京都全域での2013年度消費生活相談件数は4年ぶりの増加となっており(126,951件)、高齢者の相談件数は過去最多(39,094件)、若者の相談も9年ぶりに増加に転じています(15,289件)。

高齢者の相談件数は全体の3割を占め、平均契約金額も211万円と全体平均と比べて高額になっています。また、都内の振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害総額は2014年度6月末で約37億420万円で、前年同期より約4億減少しているものの高額な状況が続いています。

近年の法改正により規制が強化されていますが、現行条例での不具合を整理するなどして権限強化を図ってください。

**(2) 高齢者の見守りネットワークづくりを地域の実情に合わせて幅広い関係者との連携で構築できるよう区市町村への支援に取り組んでください。**

高齢者被害防止の取組には、地域の関係機関・団体等の連携が欠かせません。消費者安全法の一部改正（2014年6月）により、消費者安全確保のための地域協議会が組織できることやその構成員に秘密保持義務を課すことが規定されました。この協議会については、区市町村の消費者行政担当者から、有効な手立てとしつつも新たな設置でなく現行の連携を活かすことや、個人情報取り扱いへの心配の声も出されており（東京都生協連と東京消費者団体連絡センターが実施している「2014年度区市町村消費者行政調査アンケート」集約結果より）、地域の実態を踏まえた東京都の支援が望まれます。

**3. 東京都消費者教育推進計画とアクションプログラムによる消費者教育を関係機関・団体と連携して積極的に推進してください。**

学校教育現場での推進や連携、担い手育成の具体的プログラムづくり、消費者団体等との積極的連携等に力を入れて推進してください。

**4. 集団的消費者被害回復訴訟制度の新たな導入に伴い、制度が有効に機能するように制度の啓発や特定適格消費者団体への支援を検討してください。また国が環境整備を積極的に行うよう働きかけてください。**

集団的消費者被害回復訴訟制度は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための裁判手続きの特例に関する法律」（略称『消費者裁判手続き特例法』2013年12月成立・公布、3年以内に施行）により創設されました。相当多数の消費者に生じた財産被害が回復されるよう、制度の周知は重要で、また裁判手続きの追行主体である特定適格消費者団体への情報提供や財政支援も欠かせず、東京都の積極的な検討と国への働きかけを要望します。

**5. センターオブセンターとしての東京都消費生活総合センターの機能強化を推進してください。**

**(1) どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう相談窓口の整備や相談体制の質の向上を図ってください。**

**①小規模市町村の消費者行政体制の底上げが図れるよう、西多摩地域の広域連携の内容や出前相談等の充実をはじめとした支援を進めてください。**

現在、消費者相談窓口未設置は12町村（多摩地域2町1村、全島嶼部2町7村）、消費生活相談窓口開設日が週4日未満は5市町、消費生活相談員の当日一人勤務は9市町、という状況です。国は消費生活センター設立促進を政策目標の一つに掲げており（2014年2月に消費者庁が発表した地方消費者行政強化作戦での政策目標）、東京では消費生活相談窓口開設日が週4日未満は5市町がその対象となります。

身近な地域での消費者相談や、消費者啓発等の消費者行政充実のための支援を進めてください。

②消費生活相談員・職員の研修の充実を図ってください。

活性化基金事業で好評だった消費生活相談員の研修事業の継続や、一人勤務体制の消費生活相談員への研修機会の充実、消費者行政担当職員の役割に見合った研修カリキュラムの充実を要望します。

③消費生活相談窓口の日曜開設や平日の相談時間の延長を引続き検討してください。

2013年度から月～土曜の相談時間が1時間延長され、都民サービスが向上しました。更なるサービス向上の可能性について引き続き検討を進めてください。

(2) 区市町村との連携や支援を推進してください。

区市町村の消費者行政担当者から次のような要望が出されています（東京都生協連と東京消費者団体連絡センターが実施している「2014年度区市町村消費者行政調査アンケート」集約結果より）。～センターオブセンターとしての調整機能の発揮、より一層の連携強化、迅速な情報提供と緊密な情報共有、情報提供側の区市町村の事情（時間制約、情報保護・提供問題）を考慮したシステム化、広域的な対策や啓発など。

6. 多摩消費生活センターの機能発揮・活性化を推進してください。

多摩消費生活センターが多摩地域の市町村と連携を密にし、地域特性を活かして、消費者・消費者団体とも協働しながら、機能発揮や活性化を推進してください。

多摩消費生活センターの消費生活相談業務の復活や、多摩地域のセンターオブセンターとしての機能強化を求める声が続いています。

7. 東京都消費者月間事業の充実・発展と、消費者団体との協働や活動支援を推進してください。

(1) 消費者意識の啓発、消費者団体相互の連携強化、消費者・事業者・行政の協働の推進のために、東京都消費者月間事業の果たしている役割は大きく、引き続きその充実と発展を推進してください。

(2) 「自ら考え行動する」消費者の育成や、消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう様々な取組を展開している消費者団体への活動支援や消費者団体との協働を進めてください。

8. 国による地方消費者行政への恒常的財政支援を国に要請してください。

地方消費者行政の充実・強化のために、国の財政支援は重要です。2014年度は国の当初予算に地方消費者行政活性化交付金として30億円が計上され、基金活用事業の実施期間も最長2020年度まで延長できることとなりましたが、区市町村の消費者行政担当者からは、引き続き恒常的で活用しやすい恒常的な財政支援の要望の声が届いています（東京都生協連と東京消費者団体連絡センターが実施している「2014年度区市町村消費者行政調査アンケート」集約結果より）。東京都からの国への要請を要望します。

## 二. 食の安全・安心確保について

1. 2015 年度からの新たな東京都食品安全推進計画に基づく食品の安全確保のための施策を着実に推進してください。

- (1) 食中毒対策や食品中の放射性物質対策、輸入食品を含めた食品の安全確保のために、監視強化、検査の充実、事業者への監視指導などの強化を図ってください。
- (2) 食物アレルギーについての総合的な対策、食品表示の徹底や適正化を進め、事業者へのコンプライアンスに対する指導を強めてください。
- (3) 「いわゆる健康食品」の機能性表示も含め、安全性・有効性・販売方法等の課題への取り組み推進と消費者啓発に注力してください。
- (4) 情報の共有化やリスクコミュニケーションを充実・推進してください。

2. 築地市場の移転に伴う豊洲新市場の土壌汚染対策の徹底を図り、安全・安心が担保できる卸売市場を確保してください。

## 三. 都民の安全・安心な暮らしの確保と持続可能な社会づくりに向けて

1. 首都直下地震対策の推進と、高度な防災都市実現のための施策を推進してください。

2. スマートエネルギー都市の実現を目指した都市エネルギー施策を推進し、低炭素で効率的な自立・分散型エネルギー社会の創出、持続可能な社会づくりに向けて積極的な取り組みを進めてください。

- (1) 再生可能エネルギーの積極的導入・拡大のために、東日本大震災前の数値目標を見直し、再生可能エネルギーの本格的な普及拡大に力を注いでください。また国への要請等を積極的に進めてください。
- (2) 原子力発電に依存しない持続可能な社会づくりを都民とともに構築して行ってください。

3. 東日本大震災の復興のため、被災地・被災者・福島支援の取組を都民・関係機関等の協力を得て、引き続き進めてください。

以上